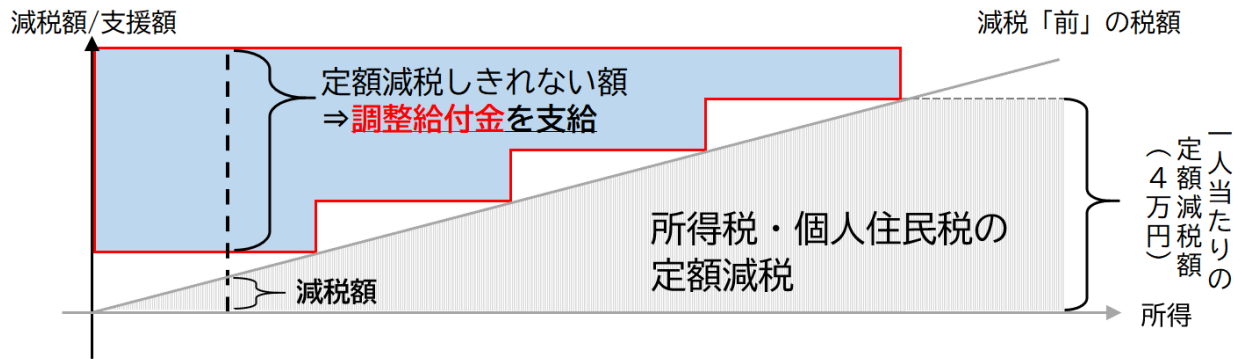


令和 6 年度椎葉村重点支援交付金（定額減税補足給付金・調整給付）のご案内

○この給付金は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年度分所得税から 3 万円、令和 6 年度分住民税所得割から 1 万円）の「調整給付金」が支給されます。

<調整給付金のイメージ>



支給対象者

○支給対象は、定額減税可能額が、令和 6 年に入手可能な課税情報を元に把握された、当該納税者の「令和 6 年分推計所得税額」（令和 5 年分所得税額）又は「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回る方です。対象者には本村から「確認書」が届きます。

支給額

- (1) 所得税分定額減税可能額－令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）
- (2) 個人住民税所得割分減税可能額－令和 6 年度分個人住民税所得割額
- (1) + (2) の合算額（合計額を万円単位に切り上げる。）

※なお、令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には、7 年度に追加で給付します。（不足額給付）

受給権者

○令和 6 年 1 月 1 日時点で本村に住所を有し、個人住民税所得割が課されている方が対象です。

支給方法

○給付金は、確認書の提出者から指定された金融機関の口座に振り込みます。

申請方法等

- 支給対象となる方あてに、確認書を発送いたします。
- 必要事項を記入し、必要書類を添付の上、令和 6 年 10 月 31 日（木曜日）（消印有効）までに、確認書の返送をお願いいたします。

支給時期

- 確認書を受理した日から概ね 30 日後に指定された口座に振り込みます。
- 受理した書類に不備があった場合は確認作業を行いますので、振り込みまでに時間がかかる場合があります。

提出または申請が行われなかった場合等の取扱い

- 確認書の提出または申請が行われなかった場合は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 確認書または申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにも関わらず、確認書または申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなします。

給付金の返還について

- 偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求めます。
- 給付金の支給後、税の申告や修正があったことで支給対象外となったことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

特殊詐欺に注意

椎葉村や官公庁などの職員が以下を行うことは絶対にありません。

- 椎葉村や官公庁などの職員が銀行やコンビニエンスストアで現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 椎葉村や官公庁などの職員が預金通帳やキャッシュカードを預かることは、絶対にありません。
- 椎葉村や官公庁などの職員が給付金の支給のために、手数料や振り込みを求めることは、絶対にありません。
- 椎葉村や官公庁などの職員がメールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません。

○ご自宅や職場などに椎葉村や官公庁などの職員をかたる不審な電話や、訪問、郵便、メールが届いた場合には一人で考えず、家族や最寄りの警察署、村役場に相談してください。

その他

不明な点は、お問い合わせください。

問い合わせ先

椎葉村役場 福祉保健課 福祉グループ 電話：0982-68-7512